

砥部町公共工事中間前金払事務取扱要領

平成 25 年 3 月 29 日
砥部町告示第 30 号

(目的)

第 1 条 この告示は、本町が発注する公共工事中間前金払に関する取扱いについて、砥部町契約規則（平成 17 年砥部町規則第 50 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の額)

第 2 条 中間前金払の額は、請負代金額の 10 分の 2 以内の額とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額は、請負代金額の 10 分の 6 以内とする。

2 継続費等の 2 年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対してすることができる。

3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における請負代金額の総額に対してすることができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第 3 条 中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結後に受注者が選択するものとする。

2 前項に規定する対象工事の受注者は、中間前金払を請求した後に部分払の請求はできないものとする。

3 継続費等の 2 年以上にわたる契約については、契約締結後に前項により中間前金払を請求した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

(中間前金払の認定の方法)

第 4 条 中間前金払の認定については、認定を受けようとする受注者から、中間前金払認定申請書(様式第 1 号)と併せ、認定資料として工事履行報告書(様式第 2 号)を提出させるものとする。

2 受注者から中間前金払認定申請書の提出があったときは、工事履行報告書等により、第 2 条に規定する要件の確認を行い、要件を満たしていると認められるときは、中間前金払認定通知書(様式第 3 号)を受注者へ交付するものとする。

3 中間前金払の認定は、受注者が提出する資料に内容の不備があったとき又は特別な事情があるときを除き、速やかに認定結果の通知を行うものとする。

(支払)

第5条 受注者は、中間前金払請求書(様式第4号)に中間前払金保証証書を添付して提出するものとし、町長は、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(請求単位)

第6条 中間前金払の請求額は、上位3桁以下の金額を切り捨てるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月11日告示第1号)

この告示は、公表の日から施行する。